

論点ごとの判例の到達点が瞬時にわかる
唯一の書 論点体系シリーズ!

広範囲の法令に及ぶ労働紛争上の論点を、
現在の問題を中心に体系的に整理

論点体系 判例労働法

全4巻

編集

菅野和夫 (東京大学名誉教授)

安西 愈 (弁護士)

野川 忍 (明治大学教授)

A5判/上製 第1巻 本体4,800円+税 第2巻 本体4,300円+税
第3巻 本体4,800円+税 第4巻 本体4,000円+税

- ◆労働法分野の第一線で活躍する研究者・弁護士が執筆
- ◆判例の見解を簡潔に解説した実務家必携書

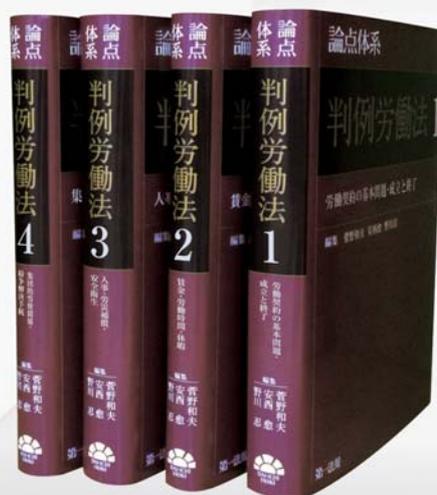
論点体系 判例労働法 全4巻

第1巻 労働契約の基本問題・成立と終了

第2巻 賃金・労働時間・休暇

第3巻 人事・労災補償・安全衛生

第4巻 集团的労使関係・紛争解決手続



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

【論点①】 使用者の負う義務の内容

24歳の男性が長時間労働によりうつ病を発病し自殺した電通事件（最二小判平成12-3-24民集54巻3号1155頁〔28050603〕）は、不法行為上の注意義務として、「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う」と判示した。

大庄ほか事件（大阪高判平成23-5-25労働判例1033号24頁〔28174954〕）も同旨の判示をしているが、「この義務に反した場合は、債務不履行を構成するとともに不法行為を構成する」としており、最高裁判例の示した義務は条理に基づく注意義務だけでなく、労働契約上の安全配慮義務の内容にもなることを明示した。なお、最高裁は、平成25年9月24日付けで上告棄却及び上告不受理決定をした。

富士保安警備事件（東京地判平成8-3-28判タ973号174頁〔28010769〕）は、高齢の警備員が脳梗塞を発症して死亡した事案につき、安全配慮義務の具体的内容として、①「労働時間、休憩時間、休日、休憩場所等について適正な労働条件を確保し」、②「さらに、健康診断を実施したうえ」、③「労働者の健康に配慮し、年齢、健康状態等に応じて、労働者の従事する作業内容の軽減、就業場所の変更等適切な措置をとるべき義務を負う」と判示し、これがシステムコンサルタント事件（東京高判平成11-7-28判タ1006号96頁〔28042193〕）に引き継がれた。また、中の鳥（ホテル料理長）事件（和歌山地判平成17-4-12労働判例896号28頁〔28101776〕）は、ホテルの料理長が会議中にくも膜下出血を発症して死亡した事案につき、④「労働時間中に労働者が傷病を負った場合、使用者には、必要

そして、関西医科大学事件（大阪地判平成14-2-25労働判例827号133頁〔28071798〕）が、「被告は、本来、被告病院で研修を行う研修医全員に対して、当該研修医の健康が現に害されているか否かとはい関わりなく、上記安全配慮義務を負っているのである」と判示し、障害の有無により消長を来すも指示をしなかった場合も同様である。

◆事例として、論点における具体的な判例をピックアップしています。

【事例】

関西医科大学病院事件控訴審（大阪高判平成16-7-15労働判例879号22頁〔28092892〕）やジェイ・シー・エム事件（大阪地判平成16-8-30判タ1170号183頁〔28100158〕）は、新人や経験不足であることを考慮して業務による過重負荷を評価している。また、ホテル日航大阪事件（神戸地判平成20-4-10労働判例974号68頁〔28150588〕）や公立八鹿病院組合事件（鳥取地米子支判平成26-5-26平成22年の451号公判物未登載〔28222505〕）は、若年であっても、未経験業務であることを考慮して過重負荷を評価した。逆にベテランであっても、おかげぎ事件（大阪高判平成19-1-18判時1980号74頁〔28131146〕）は、60歳という年齢や高血圧の罹患を考慮している。

日本政策金融公庫事件（大阪地判平成25-3-6判タ1390号217頁〔28210905〕）は、14年の経験を有する職員が自殺した事案につき、「個々人にとっての業務の負担は、数字に顕れた業務量に単純に比例して決まるものではなく、その個々人によって異なるものである」とし、年齢や経験を恰象して業務による心理的負荷を評価している（ただし、控訴審の大阪高判平成26-7-17平成25年（第1133号）公判物未登載〔28223190〕は第1審判決を取消し、遺族の請求を棄却した）。また、神鋼検査サービス事件（神戸地判平成25-6-12平成23年（第1062号）公判物未登載）は、「責任感が強く、まじめ、几帳面な性格」であった被災者にとって「大きな心理的負荷を伴う業務であった」とし、被災者本人を基準に過重性を評価しているといえる。

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。

『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

6 具体的事例

(1) 長時間労働による疾病（脳疾患・心臓疾患・精神疾患）罹患

◆項目の概要を簡潔に解説しています。

【概要】

平成25年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によれば、請求件数は平成22～24年度は800件台であったが、平成25年度は784件であった。支給決定件数は平成23年度以降300件超で推移しており、平成25年度は306件であった。認定率は40%台をキープしており、平成25年度は44.8%であった。業種・職種別ともに、運輸従事者が請求件数も支給決定件数も最多傾向にあり、平成25年度は輸送・機械運転従事者が95件と群を抜いている。年齢別では、平成25年度は、請求件数、支給決定件数ともに、疾病の性質上、50歳代が多く（241件、108件）、例年と同様である。なお、精神障害の労災補償状況についてはV 6(4)「自殺と安全配慮義務」を参照されたい。

平成18年には、衛生委員会の付議事項に「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」（労安則22条9号）が追加され、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18・3・17基発0317008号）において事業者が講ずべき措置等がまとめられたが、目立った効果は現れていない。

長時間労働の実態が改善されないのであれば、今後も過労死事案の損害賠償請求訴訟が増えることはあっても、減ることはないであろう。

【関係法令】

民法709、715、415条、労基法5条、会社法429条

◆◆◆ 論 点 ◆◆◆

- 1 使用者の負う義務の内容
- 2 使用者が講ずべき措置—労働時間
- 3 使用者が講ずべき措置—業務の質
- 4 使用者が講ずべき措置—健康管理、休職・復職時
- 5 業務と疾病との因果関係
- 6 過失—予見可能性
- 7 取締役の個人責任

◆論点を網羅的・体系的に整理しています。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 論点労働法

検索

CLICK!

シリーズ既刊

金融商品取引法(全2巻) / 保険法(全2巻) / 独占禁止法(全1巻)
判例民法(第2版)(全10巻) / 会社法(全6巻+補巻) / 判例憲法(全3巻)

好評発売中!